

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会社名 スカイマーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 西久保 慎一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 総務人事本部長 加藤 正三
(TEL 03-5708-8280)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本店所在地について

現在の本社所在地(東京都大田区羽田空港)にてすべての業務を一元管理し、一層の業務効率化を図るため、本店所在地を本社所在地と同じ場所に変更するものであります。

株式にかかる規定について

「株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所定の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。	第 1 章 総 則 (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 8 条 当社は、株式にかかる株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 9 条 当社の单元株式数は、100 株とする。</u></p> <p><u>2 . 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 1 0 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 . 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>2 . 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>3 . 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 1 1 条 ~ 第 4 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 8 条 (現行どおり)</u></p> <p>2 . (削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 9 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1 . (現行のとおり)</p> <p>2 . (現行のとおり)</p> <p>3 . (現行のとおり)</p> <p>第 1 0 条 ~ 第 4 0 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成 22 年 1 月 5 日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>なお、本附則は、同日経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

(下線部分は変更箇所を示します)

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日

以 上